

審 査 申 立 書		受 付 印	
名古屋 検 察 審 査 会 御 中			
申 立 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 8 日		
申立人	(資格) ☐ 告 訴 人 ☒ 告 発 人 ☐ 請 求 を し た 者 ☐ 被 害 者 ☐ 遺 族 (住居) 〒 4 6 0 - 0 0 0 2 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号 チサンマンション丸の内第2 5 0 2 (電話) 0 5 2 - 9 5 3 - 8 0 5 2 ふりがな なごやしみんおんぶずまん だいはう たきた せいいち (氏名) 名古屋市民オンブズマン 代表 滝田 誠一 印 (生年月日) ☐ 大 正 ☐ 昭 和 ☐ 平 成 年 月 日生 ☐ その他の申立人は (☐ 備考欄, ☐ 別紙) のとおり		
申立代理人	(資格) ☐ 委 任 ☐ 法 定 (住居) 〒 - (電話) (氏名) 印		
罪 名	政治資金規正法違反		
不起訴処分	令和 6 年 1 2 月 1 1 日 [令和6年名検事第10650号]		
不起訴処分 を し た 検 察 官	名古屋地方 支部 区 検 察 庁	☒ 検 事 ☐ 副 検 事 ☐ 検 察 事 務 官 (氏名) [高 一 学]	
被 疑 者	(住居) 〒451-0042 名古屋市中区那古野 2-23-21 デラ・ドーラ6C (職業) 参議院議員 (氏名) 藤川 政人 (生年月日) ☐ 大 正 ☒ 昭 和 ☐ 平 成 35 年 7 月 8 日生 ☒ その他の被疑者は (☐ 備考欄, ☒ 別紙) のとおり		

※ 申立人又は被疑者が複数の場合は、備考欄又は別紙を利用して作成してください。

※ 記載事項で不明なものがある場合は、「不明」と記載してください。

被疑事実の要旨
別紙2のとおり
不起訴処分を不当とする理由
被告発人らが被疑事実の要旨に記載した政治資金規正法違反の行為をしたことは、被告発人らが作成した政治資金収支報告書の記載と愛知県内の各支部で作成された政治資金収支報告書の記載に食い違いがあることからして客観的に明らかである。検察官は、被告発人らや各支部の会計責任者らを追及し、その刑事責任を明らかにする職責があるにも関わらず、これを不起訴としたことは、職務懈怠というほかない。 また、自由民主党本部において同種の不記載が行われたケースで東京地検特捜部は金額が4000万円未満の者を起訴猶予としているが、本件における虚偽記載の金額は合計72,635,800円に達しており、被告発人4名が関わっていたとはいえ、自由民主党本部よりはるかに財政規模が小さいと思われる愛知県支部連合会における行為であることに鑑みれば起訴されてしかるべきである。 よって、本件不起訴処分は不当である。
備 考

※ 被疑事実の要旨欄，不起訴処分を不当とする理由欄が不足する場合は，備考欄又は別紙を利用して作成してください。

別紙

- 1 (住居) 〒496-0875 津島市下新田町2丁目86番地
(職業) 愛知県議会議員
(氏名) 中野治美
(生年月日) 昭和30年6月14日
- 2 (住居) 〒486-0844 春日井市鳥居松町4-68 シティ春日井1階
(職業) 衆議院議員
(氏名) 丹羽秀樹
(生年月日) 昭和47年12月20日
- 3 (住居) 〒496-0913 愛西市西條町東善太149番地
(職業) 愛知県議会議員
(氏名) 横井五六
(生年月日) 昭和31年6月22日

別紙 2

被告発人らは、政治資金規正法 12 条 1 項、2 項、18 条 4 項により、愛知県選挙管理委員会に提出すべき自由民主党愛知県支部連合会（以下、「自民党愛知県連」という。）の政治資金収支報告書につき、同条項に記載したされたすべての収入および支出について記載すべき義務があるにもかかわらず、各年度の代表者および会計責任者において共謀の上、

第 1 自由民主党愛知県内各支部（以下、「各支部」という。）に対する支出の記載につき、本来は各支部が収支報告書に収入として記載した金額（別表 1、3、5、7 の各②記載の金額）を記載すべき義務があるのに、令和元年は別表 1 番号 1 ないし 21、同 23、同 26 ないし 27、同 29 ないし 30、同 32 ないし 34、同 38 ないし 39 については支出の記載をせず、同 22、同 24 ないし 25、同 28、同 31、同 35 ないし 37 については事実と反する別表 1 の①記載の金額を記載することで、虚偽の記載をし、令和 2 年は別表 3 番号 1 ないし 20、同 22 ないし 30、同 32 ないし 34、同 36 については支出の記載をせず、同 21、同 31、同 35 については事実と反する別表 3 の①記載の金額を記載することで、虚偽の記載をし、令和 3 年は別表 5 番号 1 ないし 19、同 21、同 24 ないし 33、同 35 ないし 36 については支出の記載をせず、同 20、同 22 ないし 23、同 34、同 37 については事実と反する別表 5 の①記載の金額を記載することで、虚偽の記載をし、令和 4 年は別表 7 番号 1 ないし 20、同 25 ないし 27、同 29 ないし 30、同 32、同 34 ないし 35、同 37 については支出の記載をせず、同 21 ないし 24、同 28、同 31、同 33、同 36、同 38 ないし 42 については事実と反する別表 7 の①記載の金額を記載することで、虚偽の記載をし、

第 2 各支部からの収入の記載につき、本来は各支部が収支報告書に支出と記載した金額（別表 2、4、6、8 の各④記載の金額）を記載する義務があるのに、令和元年は別表 2 番号 1 ないし 3 の収入について、令和 2 年は別表 4 番号 1 ないし 3 の収入について、令和 3 年は別表 6 番号 1 ないし 4 の収入について、令和 4 年は別表 8 番号 1 ないし 5 の収入について、それぞれ収入の記載をせず、

それぞれの不記載または虚偽記載をした収支報告書を愛知県選挙管理委員会に提出したものである。

被告発人らの前記行為は、政治資金規正法 25 条 1 項 2 号 3 号及び刑法 60 条に違反する。

様式第97号(刑訴法第260条)
規程第60条

処 分 通 知 書

令和6年12月11日

名古屋市民オンブズマン

代表 新海 聡 殿

名古屋地方検察庁

検察官 検事 高 一 学 

貴殿から令和6年7月11日付けで告発のあった次の被疑事件は、下記のとおり処分したので通知します。

記

- 被 疑 者 藤川政人、中野治美、横井五六、丹羽秀樹
- 罪 名 政治資金規正法違反
- 事 件 番 号 令和6年検 第107672号、107673号、
107674号、107675号
- 処分年月日 令和6年12月11日
- 処 分 区 分 不起訴

(注意) 1 事例に応じ、不要の文字を削ること。
2 告訴(発)人に郵送して交付するときは、必要に応じ配達証明郵便によること。
3 記名押印の上、通知すること。